

生活困窮者自立支援制度 が始まりました

平成27年4月1日付で施行された生活困窮者自立支援法に基づき、本市では4月から「にかほ市生活困窮者自立支援事業」をにかほ市社会福祉協議会に委託し、生活に困窮している方の相談支援を行っています。経済的に苦しい、生活に困っているなど、一人で悩まず、相談室にご相談ください。



○対象者

- ・経済的な問題で生活に困っている方
- ・失業等により、仕事を探している方
- ・心身の問題、引きこもりやニートで悩んでいる方
- ・働いた経験がなく不安な方
- ・など、市内在住で、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方を対象としています。

○支援内容

【自立相談支援事業】
専門の相談支援員が、来所や訪問等により就労その他の自立に関する相談を受けて、必要な助言や制度等の紹介を行います。支援の利用申し込みがあった場合は、自立に向けた支援計画を作成し、自立した生活が可能になるまで包括的かつ継続的な支援を実施します。

【住居確保給付金の支給】
離職により住居を失った方または住居を喪失するおそれのある方に対し、安定して求職活動ができるように、有期で家賃相当額を給付します。（※利用にあたっては、収入および資産要件等があります）

【就労準備支援事業】
ただちに一般就労への移行が困難な方に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を図るため、計画的かつ一貫した支援を有期で実施します。（※利用にあたっては、収入および資産要件等があります）

【家計相談支援事業】
失業や債務問題などを抱え、家計の再建が必要な方に対し、家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行います。

相談窓口
にかほ市総合生活相談室
☎ 33・6155

開設場所
にかほ市社会福祉協議会仁賀保支所内（にかほ市平沢字八森31の1）

受付時間
8時30分～17時30分（土、日、祝日を除く）

※相談無料、秘密厳守

○相談から支援までの流れ

ここでは、制度の中心となる自立相談支援事業の利用について説明します。

相談受付

- ・就労や生活、心身の問題などを相談支援員がうかがいます。
- ・相談者の抱えている問題を分析し、必要な支援、他制度を助言します。
- ・相談内容によっては、ほかの専門機関へつなげます。
- ・来所が困難な場合には相談支援員が訪問します。

支援決定・支援実施
策定した支援計画は市や関係機関の話し合い（支援調整会議）により正式に決定され、その支援計画に基づいて支援を行います。

モニタリング（状況確認）
相談者の状態や支援の状況を相談支援員が定期的に確認し、必要に応じて支援計画の再検討を行います。

利用申込・計画作成

- ・継続的な支援が必要な場合は、事業の利用申し込みをさせていただきます。相談者の意思を尊重しながら自立に向けた支援計画を策定します。

終結（支援完了）

- ・問題や困りごとが解決した場合は支援を終了しますが、必要に応じて終了後も一定期間は安定した生活が維持できているか、相談支援員が状況を確認します。

制度に関する問合せ先

☎ 32・3038
福祉事務所 福祉課保護支援班

Vol.6

10月からマイナンバーの通知が始まります
社会保障・税番号制度 **マイナンバー制度** について

通知カード・個人番号カード交付申請書

マイナンバー通知カードの送付が行われます。

マイナンバーが記載された「通知カード」が、10月下旬頃から11月末までに各世帯へ配達されます。この通知カードは、地方公共団体システム機構から、全国へ発送されます。

通知カード等の送付内容

書留郵便で配達される封書には、次のものが封入されています。※通知カードは大切に保管してください。

- ①宛名台紙
- ②通知カード・個人番号カード交付申請書（世帯員分）
- ③個人番号カード交付申請書の返信封筒
- ④説明用パンフレット



通知カード部分をていねいに切り取り、大切に保管してください。

■問合せ先 コールセンター ☎ 0570-20-0178 / にかほ市役所 総務課総務行政改革班 ☎ 43-3200
■マイナンバーホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>